

掛川市規則第21号

掛川会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年7月5日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計年度職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市会計年度職員の給与等に関する規則（令和2年掛川市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第8号中「5月から9月まで」を、「5月から11月まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。